

○消火器具を付加しなければならない地域及び防火対象物の指定

(昭和 38 年 12 月 13 日消防告示第 5 号)

改正経過 昭和 52 年 1 月 消防告示第 2 号

神戸市火災予防条例（昭和 37 年 4 月条例第 6 号）第 36 条第 1 項の規定に基づき，消火器具を付加しなければならない地域及び防火対象物を次のとおり指定する。

- 1 同条第 1 項第 1 号の規定により指定する地域
北区有馬町一円
- 2 同条第 1 項第 3 号の規定により指定する防火対象物
 - ア ゴム工場の糊^{のり}引場，貼場，バフ場及び製品仕上げ場
 - イ 自動車修理場
 - ウ 塗装場